

林地開発における太陽光発電施設の審査基準に係る技術的助言の
提示を求める意見書

地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に大きく寄与する再生可能エネルギーの導入については、平成24年7月の固定価格買取制度の開始以降、全国的に太陽光発電を中心に進んでおり、本市においても農地や林地など様々な箇所へ太陽光発電施設の設置が行われている。

そのような中、林地開発を伴う太陽光発電施設については、山林の樹木を伐採し、傾斜地に施設を設置する事例もあることから、伐採に伴う森林の多面的な機能の減少や、近年の記録的な大雨が要因で施設の耐性を上回ったことにより、雨水や土砂が周辺に流出する大規模な災害が全国各所において発生している。

森林法に定める林地開発の許可においては、国により太陽光発電施設を設置する際の残地森林率については、おおむね25%以上という割合が示されている一方、雨水排水施設の基準については、様々な開発目的があるのに対し、国からは共通の技術的細則が示されているのみであり、太陽光発電施設の設置における細則については示されていない。

よって、国においては、住民と周辺地域の安全が確保されるよう、全国の地方公共団体への技術的助言として、林地開発における太陽光発電施設を設置する際の都市計画法に基づく土地開発許可基準における雨水排水施設に係る基準と同等の審査基準の細則を示していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和元年7月3日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
農林水産大臣
衆・参両院議長

} あて